

育児や介護などにより退職した方を再雇用した 事業主が利用できる助成金があります！！

～両立支援等助成金（再雇用者評価処遇コース）～

妊娠、出産、育児または介護を理由として退職した方が、再び就業可能になった際に復職でき、退職前の勤務経験が適切に評価・処遇される再雇用制度を導入し、希望者を採用した事業主に助成金を支給します。

企業と労働者の双方にメリットがあります！



企業にとってのメリット

- 業務のノウハウや経験、当該企業へのロイヤリティを有する**即戦力**が採用できる。
- 退職前の勤務実績を評価・処遇することで、新たに採用するよりも**採用・人材育成に関するコストを低減**できる。
- 人材の多様化による職場環境の改善が期待できる。

労働者にとってのメリット

- すでに経験のある業務・職場風土を有する企業に復職することで、**再就職の負担やストレスを軽減**できる。
- 同業種、同職種の**キャリア継続**、退職前の勤務実績の評価により**賃金水準を維持**。
- 退職した事情、ブランクについての理解を得られる。

助成金（再雇用者評価処遇コース）の概要

（ ）内は、生産性要件を満たした場合の額

支給額

再雇用した人数	中小企業	中小企業以外
1人目	38万円（48万円）	28.5万円（36万円）
2～5人目	28.5万円（36万円）	19万円（24万円）

※上記の額を、継続雇用6か月後・継続雇用1年後の**2回に分けて、半額ずつ**支給します。
※生産性要件については、厚生労働省HPをご参照ください。

対象となる取組

◎下記の他にも個別の要件がありますので、詳細は最寄りの都道府県労働局におたずねください。

1. 妊娠、出産、育児または介護を理由とした退職者について、退職前の勤務実績等を評価し、処遇の決定に反映させることを明記した**再雇用制度を導入**すること。

※すでに再雇用制度を導入している事業主であっても、助成金の要件に沿って制度の改正を行った場合は、改正後に採用した再雇用者から対象となります。（規定例は厚生労働省HPに掲載しています。）

2. 上記1の再雇用制度に基づき、**退職後1年以上経過している対象者を再雇用**し、かつ、**無期雇用で6か月以上継続雇用**すること。**退職した時期は問いません。**

※対象者が退職した事業所が、申請事業主の属する事業所以外のグループ企業や関連企業であっても、申請事業主が再雇用制度の適用を受けることが就業規則や事業主間の協定書等により明文で定められていれば対象となります。

※再雇用時に有期契約労働者として採用した場合であっても、採用後1年以内に無期雇用契約を締結し、その後、所定の期間（6か月・1年）継続雇用した場合は対象となります。



厚生労働省・都道府県労働局

⇒ 裏面へ続く

対象となる労働者

◎対象に当たるかご不明な場合は、最寄りの都道府県労働局におたずねください。

1. 退職の理由と再雇用の希望を申し出ていたことが書面で確認できること。
※ 再雇用制度導入前に退職した方について、書面等で確認できない場合は、所定の様式に従った申立書（参考様式1）により確認します。（申立書の様式は、厚生労働省HPに掲載しています。）
2. 申請事業主等の事業所を退職した日の前日において、当該事業主等の雇用保険被保険者として継続雇用されていた期間が1年以上あること。
3. 再雇用日において、退職の日の翌日から起算して1年以上経過していること。
4. 退職後、再雇用に係る採用日の前日までに、申請事業主等に雇用されていないこと。
※ 申請事業主等と資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主も含まれます。
※ 雇用関係だけでなく、出向、派遣、請負による就労も支給対象外です。

助成金支給までの流れ

1 再雇用制度を規定・導入（労働協約または就業規則に明文化することが必要）

※支給申請書や再雇用制度の規定例は、厚生労働省HPに掲載しています。

2 対象者を再雇用し、無期雇用者として6か月以上継続雇用

3 1回目の支給申請

【提出期間】
無期雇用契約の締結日から6か月が経過する日の翌日から2か月以内

1回目の支給

中小企業：19万円＜24万円＞
中小企業以外：14.25万円＜18万円＞

4 2回目の支給申請

【提出期間】
無期雇用契約の締結日から1年が経過する日の翌日から2か月以内

2回目の支給

中小企業：19万円＜24万円＞
中小企業以外：14.25万円＜18万円＞

※＜＞内は生産性要件を満たした場合の支給額



再雇用から半年経過の時点で、
半額がもらえる仕組みに
なっているんですね！

◎詳しい支給の要件や手続、生産性要件、その他ご不明な点については、
厚生労働省のホームページをご覧ください。
最寄りの都道府県労働局へお問い合わせください。

◆ インターネットでの検索 →

両立支援等助成金 厚生労働省

検索



◎両立支援等助成金には「再雇用者評価処遇コース」以外にも、仕事と家庭の両立支援等に取り組む事業主の皆様にご利用いただける「出生時両立支援コース」「介護離職防止支援コース」「育児休業等支援コース」「女性活躍加速化コース」等があります。詳しくは、上記HPをご参照ください。

◎支給申請書や記載例は、厚生労働省HPからダウンロードできます。